

市営住宅の入居者を募集します



申込先及びくわしくは
 建築住宅課 ☎21-5164
 産業建設課 ☎54-1114 産業建設課 ☎76-4107
 産業建設課 ☎93-3117 産業建設課 ☎97-1133

入居資格

- 次の全ての条件を満たす方
- ① 持ち家がなく、住宅に困っている。
 - ② 婚姻者を含む同居親族がいる、または単身の場合、満60歳以上で自立できる。
 - ③ 市税や上下水道使用料の滞納がなく、扶養控除などを除いた月の平均所得が15万8,000円(未就学児童がいる世帯は21万4,000円)以下である。
 - ④ 市内または県内の隣接市町に住所を有し、入居者と同等以上の収入があり、独立して生計を営む連帯保証人がいる。
- 申込方法** 申込書に記入し、必要書類を添えて各申込先へ持参。
申込期間 10月15日(月)～26日(金)
 ※清原住宅(今市地域)、日光・足尾・栗山地域の住宅は、随時募集。
注意事項
 ※家賃は所得により決定します(入居後、収入が基準を超えた場合は、家賃が割り増しとなります)。
 ※敷金は家賃の3カ月分で前納です。
 ※共益費が別途必要です。
 ※申込者多数の場合は抽選します。
 ※暴力団員は入居できません。

一般入居対象募集住宅

地域	名称	間取り	階数	戸数	家賃(円/月)	優遇対象住宅	備考
今市	松原住宅	4DK	2階	1戸	21,500～32,100	無	浴槽・風呂釜あり 駐車料別途 (2,000円/台)
		3DK	2・3階	7戸	17,700～28,200	有	
			1階	2戸		有	
	倉ヶ崎住宅	2DK	3階	1戸	21,700～32,700	無	
	明神住宅	2LDK	3階	1戸	22,400～33,300	無	
藤原	自由ヶ丘住宅	3K	1-2階	2戸	12,300～25,600	無	浴槽・風呂釜・駐車場なし

※優遇対象住宅…①身体障がい1～4級の方がいる世帯 ②精神障がい1、2級の方がいる世帯 ③18歳未満の子が3人以上の多子世帯 ④高齢者世帯(60歳以上) ⑤20歳未満の子を扶養する寡婦の世帯。これらの世帯の方は、抽選会1回開催に当たり2回抽選を行うことができます場合があります。優遇対象住宅の有無は、申込みの状況により変わります。

優先入居対象募集住宅

地域	名称	間取り	階数	戸数	家賃(円/月)	優先対象世帯	備考
今市	倉ヶ崎住宅	2DK	3階	1戸	21,700～32,700	表下※の世帯	浴槽・風呂釜あり 駐車料別途 (2,000円/台)

※優先対象世帯…下肢障がい2級以上の方がいる世帯またはそれと同等として入居者選考委員会が認めた世帯。

連載

海外姉妹都市・友好都市

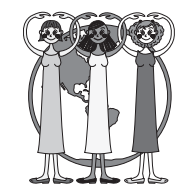
日光市は海外姉妹都市1市、海外友好都市1市、海外観光友好都市2市と盟約を結んでいます。3回目の今回は慶州市を紹介します。

【海外観光友好都市】慶州市(大韓民国)

平成21年11月、市は慶州市と海外観光友好都市の盟約を締結しました。両市の交流は活発で、主なものは、平成22年の日光市民号、平成23年9月の2011慶州世界文化エキスポ(世界ダンスフェスティバル)への市内獅子舞2団体の参加、今年4月の慶州市さくらマラソン&ウ



オークへの市内マラソン選手8名の派遣などです。また今年8月に開催した日光杉



並木マラソンには、慶州市からマラソン選手5名が参加し、慶州市副市長も応援に駆け付けました。

慶州市は日本海に面し、釜山空港から高速バスで約1時間、人口約30万人の大都市です。7世紀半ば新羅王国の首都・金城として繁栄し、韓国の古都として有名で、韓国国内だけでなく、世界各地から年間約80万人の観光客が訪れます。石窟庵(가락동굴)と仏国寺(불국사)、慶州歴史遺産地区、良洞村(양동마을)が世界文化遺産に登録されています。また、遺跡周辺には歴史を感じさせる街並みがあるまま残っています。



歴史遺産やすぐれた自然景観が数多くある日光市と、共通点が多い都市です。

森林所有者の方はご注意ください

森林法改正に伴い補助制度が変更されました

森林法の一部改正により、今年度から随え付け、下刈り、間伐といった森林施業を行つた際に受けられる補助制度の補助条件が変更されました。制度を利用する際はご注意ください。

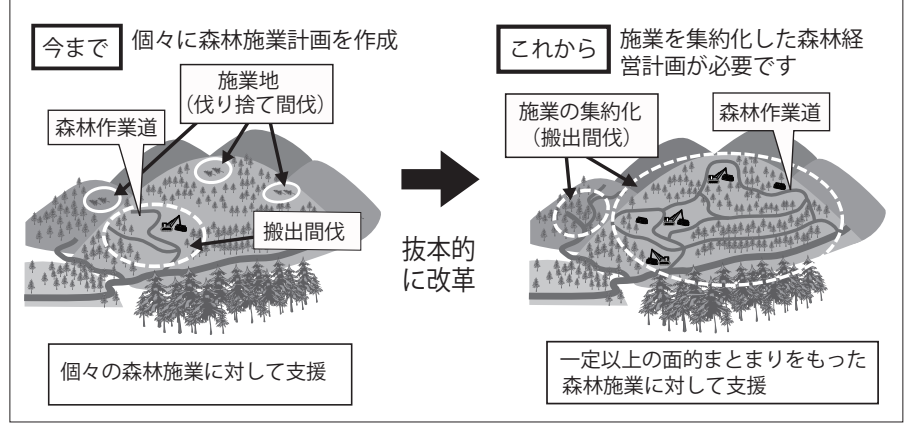
これまでの森林施業計画を作成し、計画的に森林施業を実施することで個々に補助を受けられました。

しかし今年度から補助を受けるためには、森林経営計画を作成し、面的なまとまりをもつて森林施業を行う必要があります。ただし今年度は経過措置として、森林施業計画の期間が残っていれば補助制度を利用できますが、来年度からは森林経営計画に切り替えないと補助の対象から外れる可能性が高くなります。

森林経営計画の作成について

森林所有者または森林経営の長期受託者が、単独または共同で面的なまとまりをもつて、集約化された森林を対象に作成します。100ha以上の所有林があれば個人で計画を作成できますが、それ以外の場合は、所有林付近で一定以上の面積をまとめて

森林施業への支援(イメージ図)



作成します。
 ※森林経営の長期受託者…自ら森林経営を行わない所有者から委託を受ける者(森林所有者や森林組合、林業事業体など)

くわしくは
 農林課 林政係
 ☎(21)5172